

第 1 条 (名称)

一般社団法人日本国際看護学会（以下、本法人という）は、定款第42条ならびに定款施行細則第4条にもとづき、理事会のもとに研究委員会（以下、委員会という）を置く。

第 2 条 (目的)

委員会は、会員が国際看護研究における基本的小よび具体的知識を学び、研究実践する能力を高めることにより、本法人における研究の質向上に寄与することを目的とする。

第 3 条 (活動)

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 全国を4ブロックに分け、毎年度各ブロックにおいて1回以上の研究に関する分科会を開催
- (2) 各年度の学術集会において、委員が持ち回りで研究に関するシンポジウム等を担当
- (3) その他、理事会または委員会が必要と認めた活動

第 4 条 (構成)

委員会は、委員長1名を含む計4名程度で構成する。委員長には理事を充てる。委員の選出にあたっては、委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得る。委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条 (会議)

委員長は委員会を招集し、その議長をつとめるとともに、委員会事務を統括する。委員会は、委員の過半数以上の出席（委任状による出席を含む）をもって成立し、出席委員の過半数をもって議事をする。

第 6 条 (会計)

委員会の決算は、毎年理事会に報告し、承認を受ける。

第 7 条 (規程の変更)

本規程の改廃は、理事会における決議を経て代議員会に報告しなければならない。

第 8 条（その他）

この規程に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り、理事会の承認を得て定める。

附 則

- 1 この規程は、2023 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 委員会開始時のブロックの設定は以下の 4 とする。
北海道・東北ブロック
関東・甲信越ブロック
東海・北陸・近畿ブロック
中国・四国・九州・沖縄ブロック